

平成五年度

資料調査報告書 第二十一集

—— 旧八上郡下船岡村橋本家文書 ——

鳥取県立博物館

序にかえて

資料調査報告書第二十一集では「旧八上郡下船岡村橋本家文書」について報告・紹介する。

橋本家は、鳥取市から南へ十六キロばかり下った八頭郡船岡町の船岡地区にあり、江戸時代には下船岡村の村役人や八上郡の郡役人を勤めた家である。橋本家文書は、同家より当館が寄託を受け保管しているもので、旧下船岡村や旧八上郡の様子をうかがうことができる資料を多く含んでいる。とくに村宛に出された年貢免状は連年で残されており、鳥取藩の年貢制度を知る上で貴重な資料である。

末尾ながら、本館の事業を御理解いただき、本調査報告書の刊行を御快諾された橋本家の皆様に感謝申し上げます次第である。

平成六年三月三十一日

鳥取県立博物館長

國岡靖夫

目次

序にかえて	1
目次	1
I 旧八上郡下船岡村橋本家文書目録	2
II 解題	15
1 旧八上郡下船岡村について	
2 橋本家について	
3 橋本家文書について	
あとがき	21

I 旧八上郡下船岡村橋本家文書目録

番号 資料名 作成者・請取人 年代 形態 数量

I 郡一郡役人関係文書一

- 一、貢租・運上
- 1 八上郡御勘定目録御用場御差紙取分・寛政八年分(控) 橋本孫四郎構 寛政九年正月 豎紙 一通
- 2 八上郡酒運上銀請取手形(享保十二年分、七月まで) 横尾忠太夫↓日比久右衛門・竹内林次郎 享保十二年十一月二十九日 豎紙 一通
- 3 八上郡酒運上銀請取手形(享保十二年分、十二月まで) 横尾忠太夫↓日比久右衛門・竹内林次郎 享保十二年十二月二〇日 豎紙 一通
- 4 諸事御用帳(橋本孫四郎) 寛政八年正月 豎小帳 一冊
- 5 (八上郡高懸米割賦取立二付)寛(寛政七年分) 宮城権左衛門・吉田安太夫↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政八年六月 豎紙 一通
- 二、支 配
- 6 御巡見様御用日記扣 宝曆十一年三月 豎小帳 一冊
- 7 御巡見様諸事書上御入用物品々書附 御本陣美田屋 政右衛門 宝曆十一年三月二三日 豎小帳 一冊
- 8 御香そうし物請取帳 御本陣 政右衛門 宝曆十一年三月 豎小帳 一冊

- 9 (寛文七年、延宝元年、宝永七年、享保三年、延享三年幕府巡見使氏名一覽) 年未詳 紙 一通
- 10 (巡見御用等御用勤日記)(断簡) 年未詳 横帳 一冊

三、治 安

- 11 (西御門村水死人取調二付西橋寺上申) 西橋寺↓ 橋本孫四郎・川上伊兵衛 寛政六年七月二十八日 豎紙 一通
- 12 (弥兵次小屋出火二伴い類焼小屋有二付)乍恐口上之覚 下船岡村類焼 八郎右衛門ら↓庄屋 金治郎他年寄 寛政七年四月六日 豎紙 一通
- 13 (火災火元二付)乍恐口上之覚 火元 弥平次↓庄屋 金治郎 寛政七年四月六日 豎紙 一通
- 14 (火災火元・類焼者吟味口上之覚) 他↓庄屋 金次郎他 下船岡村 八右衛門 寛政七年四月六日 豎紙 一通
- 15 (火災二付)乍恐口上之覚 下船岡村 五人組頭・年寄・庄屋↓橋本孫四郎・川上伊兵衛 寛政七年四月 豎紙 一通
- 16 (郷原村五郎右衛門所持の堂にて旅僧死亡二付)乍恐口上之覚 郷原村 五郎右衛門↓橋本孫四郎・三木喜吉郎 寛政七年十一月 豎紙 一通
- 17 (郷原村五郎右衛門所持の堂にて旅僧死亡二付注進)(書状) 橋本孫四郎・三木喜吉郎↓宮城権左衛門 寛政七年十一月六日 切紙 一通
- 18 (火災火元郷原村利左衛門吟味二付)乍恐口上之覚 郷原村火元 利左衛門↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政七年十一月 豎紙 一通

- 19 (利左衛門火災二付)乍恐口上之覚 郷原村五人組頭七兵衛ら年寄 周助他一人・庄屋 与吉郎↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政七年十二月 豎紙 一通
- 20 (隣家利左衛門灰部屋等焼失二付)乍恐口上之覚 利左衛門隣家勘右衛門ら七人↓年寄・庄屋↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 (寛政七年) 豎紙 一通
- 21 (飼牛行衛不明二付取調方)乍恐口上之覚(控) 高津原村 権四郎↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政七年十二月 豎紙 一通
- 22 (死牛吟味二付)乍恐口上之覚(控) 釜口村 利平次他四人↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政七年十二月 豎紙 一通
- 23 (牛盗難につき吟味願)(控) 高津原村惣百姓中・弥惣兵衛↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政七年十二月 豎紙 一通
- 24 (牛盗難二付吟味願)(控) 高津原村庄屋 弥惣兵衛↓三木喜吉郎・橋本孫四郎 寛政七年十二月 豎紙 一通
- 25 (伊右衛門分年貢上納断候次第委細上申)(控) 八上郡郷原村当時庄屋 勘右衛門・古年寄・組頭・村中 寛政八年四月二三日 紙 一通
- 26 (伊右衛門關所等之事二付委細上申)(控) 八上郡郷原村 伊右衛門より 寛政八年四月二三日 豎紙 一通
- 27 (急ぎ裁許下さる様)乍恐追願申上候覚 米岡村 嘉兵衛↓橋本孫四郎・川上伊兵衛 寛政八年十月 豎紙 一通

- 28 (御目付宮城権左衛門・吉田安太夫用状(品治村水死人探索)) 宮城権左衛門・吉田安太夫↓三木喜吉郎・橋本孫四郎・川上伊兵衛 寛政六月二十八日 切紙 一通
- 29 (石田百井村庄兵衛火災二付)乍恐口上之覚 石田百井村五人組 長右衛門等↓橋本孫四郎・川上伊兵衛 (年未詳)十月二十八日 豎紙 一通
- 30 淨圓荷物改帳(扣) (年未詳)十一月四日 豎小帳 一冊
- 四、その他
- 31 村々牛銀貸付帳(橋本孫四郎構)(付)御拝借申上候牛銀之事 橋本孫四郎↓宮城権左衛門 寛政七年二月 豎小帳 一冊
- 32 (橋本請願) 八上郡上下門尾村庄屋・年寄↓橋本孫四郎 寛政六年八月 豎紙 一通
- 33 御加増増し加損類寄帳 明治三年十月 豎小帳 一冊
- 34 御兩國田畑御高之覚 年未詳 豎紙 一通
- 35 預り申物成米之事(証文雛形) 年未詳 豎紙 一通
- 36 (物成上納分并庄屋給等目録) 年未詳 豎紙 一通
- II 村一村役人関係資料一
- 一、貢 租
- 37 八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 小泉藤五郎・野崎二郎右衛門↓庄屋・小百姓中 延宝三年五月 豎紙 一通

- 38 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
野崎次郎右衛門・千石次左衛門↓庄屋・小百姓中
延宝四年五月 豎紙 一通
- 39 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
木戸弥三右衛門・松浦仁左衛門↓庄屋・小百姓中
延宝五年五月 豎紙 一通
- 40 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
木戸弥次右衛門・松浦仁左衛門↓庄屋・小百姓中
延宝六年五月 豎紙 一通
- 41 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
絹川権之丞・木戸弥三右衛門↓庄屋・小百姓中
延宝七年五月 豎紙 一通
- 42 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
絹川権之丞・木戸弥三右衛門↓庄屋・小百姓中
延宝八年五月 豎紙 一通
- 43 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
田山源兵衛・木戸弥三右衛門↓庄屋・小百姓中
延宝九年五月 豎紙 一通
- 44 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
田山源兵衛・木戸弥三右衛門↓庄屋・小百姓中
天和二年五月 豎紙 一通
- 45 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
野々村茂兵衛↓庄屋・小百姓中
天和三年五月 豎紙 一通
- 46 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
野々村茂兵衛↓庄屋・小百姓中
貞享元年五月 豎紙 一通
- 57 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
田中瀬兵衛・大橋善右衛門↓庄屋・小百姓中
元禄十年五月 豎紙 一通
- 58 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
元禄十一年五月 豎紙 一通
- 59 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
元禄十三年五月 豎紙 一通
- 60 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
元禄十四年五月 豎紙 一通
- 61 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
元禄十五年六月 豎紙 一通
- 62 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
元禄十六年五月 豎紙 一通
- 63 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
宝永元年五月 豎紙 一通
- 64 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
宝永二年五月 豎紙 一通

- 47 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
野々村茂兵衛↓庄屋・小百姓中
貞享三年五月 豎紙 一通
- 48 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
田村作右衛門↓庄屋・小百姓中
貞享四年五月 豎紙 一通
- 49 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
早川十左衛門↓庄屋・小百姓中
元禄二年五月 豎紙 一通
- 50 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
早川十左衛門↓庄屋・小百姓中
元禄三年五月 豎紙 一通
- 51 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
岡嶋藤兵衛↓庄屋・小百姓中
元禄四年五月 豎紙 一通
- 52 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
高木作右衛門・西野牛之進↓庄屋・小百姓中
元禄五年五月 豎紙 一通
- 53 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
高木作右衛門・西野牛之進↓庄屋・小百姓中
元禄六年五月 豎紙 一通
- 54 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
高木作右衛門・西野牛之進↓庄屋・小百姓中
元禄七年五月 豎紙 一通
- 55 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
高木彦右衛門・西野牛之進↓庄屋・小百姓中
元禄八年五月 豎紙 一通
- 56 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
田中瀬兵衛・大橋善右衛門↓庄屋・小百姓中
元禄九年五月 豎紙 一通
- 65 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
宝永三年五月 豎紙 一通
- 66 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山川小左衛門・山下武兵衛↓庄屋・小百姓中
宝永四年五月 豎紙 一通
- 67 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
山下武兵衛・山川小左衛門↓庄屋・小百姓中
宝永五年五月 豎紙 一通
- 68 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
二宮幸助・青木助九郎↓庄屋・小百姓中
宝永六年五月 豎紙 一通
- 69 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
小泉藤次郎・松井番右衛門↓庄屋・小百姓中
正徳四年五月 豎紙 一通
- 70 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
河毛忠右衛門↓庄屋・小百姓中
享保四年五月 豎紙 一通
- 71 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
内海甚左衛門↓庄屋・小百姓中
享保九年五月 豎紙 一通
- 72 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
日比久右衛門↓庄屋・小百姓中
享保十四年五月 豎紙 一通
- 73 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
每野治右衛門↓庄屋・小百姓中
享保十九年五月 豎紙 一通
- 74 八上郡下船岡村年貢免狀(八上郡下船岡村定遺土免之事)
有次平九郎↓庄屋・小百姓中
元文四年五月 豎紙 一通

75	八上郡下船岡村年貢免状写 (八上郡下船岡村定遺土免之事)	延享二年五月	豎紙一通	
76	大野八左衛門↓庄屋・小百姓中 八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 林喜七郎↓庄屋・小百姓中	寛延二年十月	豎紙一通	
77	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 円城寺判平↓庄屋・年寄・小百姓中	宝曆四年十月	豎紙一通	
78	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 円城寺判平↓庄屋・年寄・小百姓中	宝曆九年十月	豎紙一通	
79	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 杉山惣左衛門↓庄屋・年寄・小百姓中	明和元年九月	豎紙一通	
80	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 小山九右衛門↓庄屋・年寄・小百姓中	明和七年九月	豎紙一通	
81	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 建部甚之右衛門↓庄屋・年寄・小百姓中	安永四年九月	豎紙一通	
82	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 中嶋茂左衛門↓庄屋・年寄・小百姓中	安永九年九月	豎紙一通	
94	田畑宛口帳	天明七年二月	豎小帳一冊	
95	[名寄帳書替願書] 物代破岩村庄屋・上船岡村庄屋 他↓庄屋 忠兵衛他	寛政十一年正月	豎紙一通	
96	[八上郡下船岡村田畑地続下改方御願帳] 八上郡下船岡村被取御願帳 大庄屋 三木五郎左衛門構 改入 市兵衛外	天保十五年三月	豎小帳二冊	
97	[八上郡下船岡村辰御改別取立辻帳] 八上郡下船岡村田畑午物成引荒帳	一括り(控)		
98	八上郡下船岡村田畑当流当毛荒御願上帳 御新田方様御引合ひかへ	嘉永三年十月	豎小帳一冊	
99	下船岡村去戌流当毛荒御損米帳(控)	嘉永四年四月	豎小帳一冊	
100	八上郡下船岡村田畑宛口改帳	安政二年五月	豎小帳一冊	
101	八上郡下船岡村当西別取立上納帳	文久元年八月	豎小帳一冊	
102	下船岡村増御加損入別取分帳	文久元年十一月	豎小帳一冊	
103	下船岡村新御下札仕出し帳	明治三年九月	豎小帳一冊	
104	下船岡村立毛鎌懸御請合一札帳(扣) 十五人・組頭 惠三郎他三人・庄屋 直治郎↓ 小頭 辰五郎他	上田半一郎	明治三年九月	豎小帳一冊
105	八上郡下船岡村寅流延年限當毛荒願帳 大庄屋 安藤仁平構	明治三年十月	豎小帳一冊	
106	八上郡下船岡村非入頭新屋敷地荒願帳 庄屋 直治郎↓安藤仁兵衛	明治三年十月	豎小帳一冊	

83	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 中嶋忠左衛門↓庄屋・年寄・小百姓中	天明六年六月	豎紙一通
84	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 中嶋忠左衛門↓庄屋・年寄・小百姓中	寛政三年九月	豎紙一通
85	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 猪平鉄藏↓庄屋・年寄・小百姓中	寛政十一年十月	豎紙一通
86	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 安田清太夫↓庄屋・年寄・小百姓中	文化元年十月	豎紙一通
87	八上郡下船岡村年貢免状(八上郡下船岡村定遺土免之事) 木村藤藏↓庄屋・年寄・小百姓中	文化八年十月	豎紙一通
88	[孫四郎分物成目録](断簡) 未ノ御年貢差引帳	文政七年十二月	紙一通
89	御年貢差引帳(当村免割入)の袋に年貢免割帳(綴) と共にあり	文政七年十二月	小冊子一冊
90	八上郡下船岡村文化八 ^末 御下札表御高物成増減差別 帳 大庄屋 三木五郎左衛門構	天保十五年三月	豎帳一冊
91	下船岡村御物成引品々取訳帳 付物成引朱書高遣し 人別帳	嘉永二年八月、十一月	豎帳一冊 大各
92	二、土地 田畑宛口帳	天明五年二月	豎小帳一冊
107	八上郡下船岡村初因倉敷地荒御損米帳 庄屋 直治郎↓安藤仁兵衛	明治三年十月	豎小帳一冊
108	樋戸堰諸入用人別割附帳	明治三年十二月	横小帳一冊
109	八上郡下船岡村田畑流数書上帳 願主 太子郎	明治四年五月	豎小帳一冊
110	八上郡下船岡村田畑名寄地続帳 八上郡下船岡村内林改帳 庄屋 市助	年未詳	豎帳一冊
111	八上郡下船岡村内林改帳	年未詳	豎小帳一冊
112	三、訴訟争論 [敷および畑分配につき嘆願書](控) 舟岡村 市兵衛	寛保元年九月	豎紙一通
113	[銀子貸借差違明申口上書] 高草郡上味野村 治左衛門 大庄屋 八上郡郡原村 与兵衛	寛保元年十一月	豎紙一通
114	[講につき差纏れ出入につき返答書](控)	寛保元年十一月	豎紙一通
115	[草薙場山論議定書] 塩ノ上村・水口村・殿村三 ケ村村役人↓下船岡・上船岡両村村役人	天保十一年四月	豎紙一通
116	[新井手普請人夫等負担免除嘆願書] 下船岡村庄屋 外村役人↓安藤仁兵衛	安政三年五月	豎紙一通
117	(八上郡坂田村と上下船岡村の草薙場争論)裁許状写 多羅尾喜兵衛・神戸大助↓八上郡上船岡村下船岡 村	万延元年八月十三日	豎紙一通
118	[坂田村善藏他公事米につき訴訟返答書](控) 下船岡村村中↓岸本専次郎	慶応四年二月	豎紙一通

119 〔字新庄谷隱居山、林直左衛門と争論ニ付〕乍恐返答之覚 下船岡村 太良左衛門↓早瀬萬寿人他二名 慶応四年閏四月 堅紙一通

120 〔垣新山権取につき争論返答書〕(乍恐返答書之覚) 下船岡村 太郎左衛門↓早瀬良歳・松尾惣十郎・中村重兵衛 慶応四年閏四月 堅紙一通

四、法令・触書

121 〔隱地制禁等〕御條目 明和四年二月 堅小帳一冊

122 〔在中相对貸借ニ付御触書〕(写) 中川佐左衛門・小林数右衛門↓三木安次郎・安藤伊兵衛・谷本作右衛門 安政三年三月二八日 堅紙一通

123 〔在方改正ニ付御定書〕(写) 安政五年六月 堅紙一通

124 〔人別身許段取ニ付御定書〕(写) 安政五年五月 堅紙一通

125 〔宛口段分帳作成ニ付御触等〕(写) 万延元年八月 堅紙一通

126 〔会見郡血税一揆について鎮静方ニ付〕鳥取県布告 鳥取県権参事 河野通 明治六年六月二三日 堅紙一通

127 〔地改ニ付〕覚 年未詳 堅紙一通

128 〔農業出精、在方風俗立直し等ニ付法度〕 年未詳 堅紙一通

129 〔当辰より来已年兩年物成八歩通借増之御触書〕 年未詳 堅紙一通

130 〔綾姫様を御台所様御養とする旨御触書〕 年未詳 七月 堅紙一通

五、村政、その他

131 御用銀利銀渡帳 舟岡村 市兵衛 享保十四年十二月 堅小帳一冊

132 〔かね婚姻ニ付〕請取手形之覚 八東郡若松宿 佐七郎他一人↓八上郡船岡村庄屋 太郎大夫 文化十一年十二月 紙一通

133 下船岡村宗門御改帳 嘉永三年二月 堅小帳一冊

134 御屋敷様江 取次銀年賦ニ相成夫々算用立帳 嘉永五年正月 堅帳一冊

135 下船岡村諸帳面目錄 明治三年八月 堅小帳一冊

136 〔諸帳簿目錄〕 明治九年八月二八日 堅小帳一冊

137 下船岡村諸帳面引渡し別帳 戸長 田中重次郎↓ 惣代衆中御中 明治十年八月十日 堅小帳一冊

138 明治十四年諸人費人別へ返金渡シ口 明治十四年 横俵綴一点

139 〔見槻川筋田畑野取図〕 年未詳 俵綴一点

六、地券證交付願・地租改正

140 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 上船岡村 中原弥平(中央部破損) 明治六年六月 堅帳一冊

141 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 前田源八 明治六年六月 堅帳一冊

142 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 年岡喜重郎 明治六年六月 堅帳一冊

143 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 年岡藤十郎 明治六年六月 堅帳一冊

144 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 下船岡村 鎌谷惠三郎 明治六年六月 堅帳一冊

145 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 上船岡村 西岡謙敬 明治六年六月 堅帳一冊

146 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 福岡廣三郎 明治六年六月 堅帳一冊

147 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 下船岡村 森田善四郎 明治六年六月 堅帳一冊

148 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 年岡藤五郎 明治六年六月 堅帳一冊

149 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 年岡清治郎 明治六年六月 堅帳一冊

150 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 川戸藤四郎 明治六年六月 堅帳一冊

151 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 早田儀平 明治六年六月 堅帳一冊

152 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 上船岡村 藤原為次郎(中央部破損) 明治六年六月 堅帳一冊

153 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 年岡直重郎 明治六年六月 堅帳一冊

154 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 壽岡平治郎 明治六年六月 堅帳一冊

155 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 年岡太治郎 明治六年六月 堅帳一冊

156 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 富村 橋本富藏 明治六年六月 堅帳一冊

157 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 壽岡清三郎 明治六年六月 堅帳一冊

158 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 柳原喜平 明治六年六月 堅帳一冊

159 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 田中藤治郎 明治六年六月 堅帳一冊

160 因幡国八上郡下船岡村地内田畑所持限書土地券證御下渡願帳 持主 破岩村 歳岡善三郎 明治六年六月 堅帳一冊

161 〔地券證御下渡願帳〕(断簡) (明治六年六月)

162 〔地券證御下渡願帳〕(断簡) (明治六年六月)

163 鳥取県第六大区小一区因幡国八上郡下船岡村地租改正下調帳写 橋本 明治九年九月 堅帳一冊

164 八上郡下船岡村耕地宅地字限絵図 橋本太十郎 明治九年十二月 横帳一冊

165 〔字新庄町尻等田地面積石高書上帳〕 年未詳 俵綴一通

III 家

166 田畑宛口帳 上美田屋 文化八年正月 横半帳一冊

167 田畑名寄帳 美田屋孫四郎 文政十一年四月 堅帳一冊

168 御年貢指別帳 上美田屋 文化三年正月 横小帳一冊

169	御年貢差別帳	上美田屋	文化四年正月	横小帳	一册
170	御年貢差別帳	(橋本氏)	文化九年	横帳	一册
171	御年貢差別帳	上美田屋	年未詳	横小帳	一册
172	御年貢差別帳	(橋本氏)	安政七年十二月	横小帳	一册
173	御年貢差別帳	(橋本氏)	万延二年十二月	横小帳	一册
174	御年貢差別帳	(美田屋)	文久三年十二月	横小帳	一册
175	御年貢差別帳	(橋本氏)	元治三年十二月	横小帳	一册
176	御年貢差別帳	(舟岡橋本氏)	慶應三年十二月	横小帳	一册
177	御年貢差別帳	(橋本氏)	明治二年十二月	横小帳	一册
178	御年貢差別帳	(橋本氏)	明治三年十二月	横小帳	一册
179	御年貢差別帳	(橋本氏)	明治四年十二月	横小帳	一册
180	地拂請取帳	(美田屋)	安政七年十二月	横長帳	一册
181	地拂請取帳	(美田屋)	文久三年十二月	横長帳	一册
182	地拂請取帳	(美田屋)	慶應二年十一月	横小帳	一册
183	地拂請取帳	(本家美田屋)	明治二年十二月	横小帳	一册
184	地拂請取帳	(美田屋)	明治三年十二月	横小帳	一册
185	(當村(下船岡村)・久能寺村・万代寺村橋本家宛口人別帳)	橋本氏(表紙欠)	明治期	横帳	一册
186	作高	御下り米三歩三厘被遺割帳	美田屋		
187	當作高人別書出し帳	(橋本氏)	明治二年十二月	横小帳	一册
188	(橋本氏所持畑地佃書上帳)	(表書)「畑之部」	橋本氏	明治四年三月	横小帳
				明治六年二月	横帳

189	二、借用証書類				
	(銀子請取證文)(手形)(請取申銀子之事)				
	赤坂庄兵衛・内海甚左衛門	船岡村	善次郎		
190	(銀子借用證文)(預り申銀子之事)	安田金右衛門		享保十四年七月十日	横紙一通
	大屋	市兵衛		享保十五年二月	横紙一通
191	(年貢米借用證文)(借用申御年貢米之事)				
	下野村	九兵衛外十二名	舟岡村美田屋	市兵衛	
192	(年貢米借用證文)(借用申御年貢米之事)				
	下野村	又兵衛外十二名	舟岡村美田屋	市兵衛	
193	(銀子借用證文)(借用申銀子之事)				
	下船岡村	善次郎		享保十七年十二月二十八日	横紙一通
				半兵衛	
194	(銀子借用證文)(借用申銀子之事)				
	衛門	見田屋	善次郎		
195	(銀子借用證文)(借用申銀子之事)	橋本少左衛門			
	三九	政右衛門		宝曆十三年六月二十六日	横紙一通
196	(米錢借用證文)(借用申米錢之事)				
	上美田屋	政右衛門		上門尾村	
				彦右衛門	
197	(銀子借用證文)(借用申銀子之事)				
	上美田屋	政右衛門		上船岡村	
				弥平	
198	(錢借用證文)(借用申錢之事)				
	上美田屋	政右衛門		塩上村	
				兵右衛門	
				安永六年四月	横紙一通

199	(年貢米借用證文)(借用申御歲貢之事)	水口村	儀左		
	衛門	上美田屋	政右衛門		
				安永七年十二月	横紙一通
200	(年貢米借用手形)(借用申御年貢米之事)				
	坂田村庄屋	兵左衛門	上美田屋	政右衛門	
201	(年貢立用之為)借用申御支配之事				
	坂田村	新二郎		安永九年正月	横紙一通
	橋本孫四郎			寬政七年十二月	横紙一通
202	借用申上候御年貢米之事	橋本村組頭	孫三郎他		
				寬政八年正月	横紙一通
203	(年貢米借用證文)(御拜借申上候御年貢米之事)				
	郷原村	善次郎	橋本孫四郎		
				寬政八年正月	横紙一通
204	御年貢請合證文	下坂村	弥次郎	郷原村	善兵衛
	井古村	嘉右衛門		寬政八年十二月	横紙一通
205	借用申上御年貢米之事	下野村	久四郎	橋本孫四郎	
				寬政九年二月	横紙一通
206	借用申上御年貢米之事	村中	橋本孫四郎		
				寬政九年二月	横紙一通
207	借用申上御年貢米之事	下野村	半治郎	橋本孫四郎	
				寬政九年二月	横紙一通
208	借用申上御年貢米之事	下野村	德左衛門	橋本孫四郎	
				寬政九年二月	横紙一通
209	(銀子)請取手形之覚	下坂村庄屋	平左衛門		
				寬政九年四月二四日	横紙一通
210	(銀子)請取手形之覚	池田村庄屋	吉三郎	橋本孫四郎	
				寬政九年四月二四日	横紙一通

211	(御内借銀之)覚	三谷村庄屋	庄次郎	橋本孫四郎	
					寬政九年四月二四日
212	請取申候夫役御内借之事	郷原村庄屋	曾平治		
				寬政九年四月二四日	横紙一通
213	(入夫七拾七人分貸金)奉御願上御内貸之覚	片山村	小市郎他	橋本孫四郎	
				寬政九年四月	横紙一通
214	(貸付の夜具返済ニ付)夜具請取覚			田嶋卯兵衛・伊藤五兵衛・川田茂八宛	
				宝曆十一年三月二四日	横紙一通
215	(麦代銀として銀札請取之)覚	秋山儀右衛門	宮城		
				(年未詳)六月二日	横紙一通
216	(葉種講出銀受取證文)	渡辺庄内	美田屋	政右衛門	
				安永五年二月	横紙一通
217	(頼母子米講)儀約書	林直藏	西船岡村惣連中		
				安政三年十一月	横紙一通
218	林直藏様七拾俵講人別組合帳	講庄屋	藤左衛門		
				安政三年十二月	横帳一册
219	四、書状				
	書状	(田中傳六)橋本太十郎		(年未詳)四月二八日	横紙一通
220	書状	(田中傳六)橋本		(年未詳)四月四日	横紙一通

281	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
280	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
279	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
278	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
277	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
276	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
275	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
274	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
273	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
272	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
271	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
270	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
269	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
268	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
267	人数付留帳	明治十九年三月二日	横帳	一冊
266	人数付留帳	明治十八年三月二日	横帳	一冊
265	人数付留帳	明治十七年三月二日	横帳	一冊
264	人数付留帳	明治十六年三月二日	横帳	一冊
263	人数付留帳	明治十五年三月二日	横帳	一冊
262	人数付留帳	明治十四年三月二日	横帳	一冊
261	人数付留帳	明治十三年三月二日	横帳	一冊
260	人数付留帳	明治十二年三月二日	横帳	一冊
259	人数付留帳	明治十一年三月二日	横帳	一冊
258	人数付留帳	明治九年三月二日	横帳	一冊
257	人数付留帳	明治八年三月二日	横帳	一冊

304	〔鳥取藩歴史(写本)〕	(文政八年の写本)	和綴(冊子)	一冊
303	繪本太閤記 第三之巻		縦帳	一冊
302	繪本太閤記 三篇之三		縦帳	一冊
301	大塩一件落着記(写)	天保九年九月(明治十八年の写本)	和綴(冊子)	一冊
300	肥後国駒下駄物語(全)		和綴(冊子)	一冊
299	肥後国駒下駄物語		和綴(冊子)	一冊
298	道齋記(写本)	(寛政五年の写本)	和綴(冊子)	一冊
297	加州酬怨記序		和綴(冊子)	一冊
296	平井莫賊談		和綴(冊子)	一冊
295	厭触太平楽記 卷之十九・二十		和綴(冊子)	一冊
294	厭触太平楽記 卷之十七・十八		和綴(冊子)	一冊
293	厭触太平楽記 卷之十五・十六		和綴(冊子)	一冊
292	厭触太平楽記 卷之十三・十四		和綴(冊子)	一冊
291	厭触太平楽記 卷之十一・十二		和綴(冊子)	一冊
290	厭触太平楽記 卷之九・十		和綴(冊子)	一冊
289	厭触太平楽記 卷之七・八		和綴(冊子)	一冊
288	厭触太平楽記 卷之五・六		和綴(冊子)	一冊
287	厭触太平楽記 卷之三		和綴(冊子)	一冊
286	厭触太平楽記 卷之壹・貳		和綴(冊子)	一冊
IV	書 籍			
285	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
284	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
283	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通
282	〔白米進上之覚〕	年末詳	紙	一通

236	〔請取証〕	明治期	紙	一四通
235	〔請取証〕	明治期	紙	一七通
234	〔請取証〕	明治期	紙	一七通
233	〔請取証〕	明治期	紙	一七通
232	ひかへ覚	年末詳	紙	一通
231	御通 (鳥取内市坂桃屋平四郎)	明治十九年一月、十二月	紙	一通
230	米糶御通	明治二年九月	紙	一通
229	〔金拾三円余取引願(北垣善次郎宛)〕	(年末詳)五月三日	紙	一通
228	〔請取之証(井上善十郎↓橋本)〕	寅年八月二七日	紙	一通
227	〔請取之覚〕	年末詳	紙	一通
226	〔なべ八つ請取之覚(役所↓みた屋)〕	(年末詳)三月二七日	紙	一通
225	〔屏風請取覚(みた屋孫四郎↓御郡役所)〕	酉年三月二十四日	紙	一通
224	受領証(特志の受領) 知恩院事務所↓橋本太十郎	明治二五年三月二日	紙	一通
五、	受領証受取証類			
223	書状(送金依頼、元造↓御尊父)	年末詳	紙	一通
222	書状(西池某↓橋本富蔵)	明治二四年十一月二五日	紙	一通
221	書状(橋本富蔵↓代言人能谷寛治)	(年末詳)十一月十四日	紙	一通

256	人数付留帳	明治七年三月二日	横帳	一冊
255	人数付留帳	明治六年三月二日	横帳	一冊
254	人数付留帳(付「白米進上之覚」一括り)	明治五年三月二日	横帳・紙	各一通
253	人数付留帳	明治四年三月二日	横帳	一冊
252	人数付留帳	明治三年三月二日	横帳	一冊
251	人数付留帳	明治二年三月二日	横帳	一冊
250	人数付留帳	慶応四年三月二日	横帳	一冊
249	人数付留帳	慶応三年三月二日	横帳	一冊
248	人数付留帳	慶応元年三月二日	横帳	一冊
247	〔信州戸隠山九頭龍大権現札〕	年末詳	紙	一通
246	〔上野国榛名山満行宮大権現札〕	年末詳	紙	一通
245	〔鉢の御札〕	年末詳(短冊型)	紙	二通
244	〔伊勢御師配札宿につき〕一札 森田老岐↓御師 小林 太夫	天保十四年十二月	縦紙	一通
243	〔伊勢御師配札宿につき〕一札(請書) 御師 小林太夫	天保十四年十二月	縦紙	一通
六、	宗教信仰			
242	〔請取証〕他	明治期	紙	三〇通
241	〔請取証〕	明治期	紙	一五通
240	〔請取証〕	明治期	紙	一四通
239	〔請取証〕(塗師貞請取に紙幣二枚あり)	明治期	紙	一八通
238	〔請取証〕	明治期	紙	八通
237	〔請取証〕	明治期	紙	一〇通

V	その他		
305	越後州地震口説(写) 浪華新地北格子町岸隠子柳齋 謹述	安政二月七月十六日	横帳 一冊
306	〔御暇拜領元到着等二付挨拶状〕 多賀久左衛門宛 〔署名等切取〕	(年未詳)十月	折紙 一通
307	〔阿部内記定紋等書付〕	年未詳	紙 一通
308	諏訪三手道具(虫損)(御道具拜借) 下船岡村宇左衛門	天保九年四月	横長帳 一冊

II 解 題

「旧八上郡下船岡村橋本家文書」は、平成四年に橋本一夫氏より寄託を受けた資料群をいう。資料の性格を理解するため、橋本家の居住した下船岡村、資料を伝えてきた橋本家、さらに伝来した資料について、その概略を記すことにする。

1、旧八上郡下船岡村について

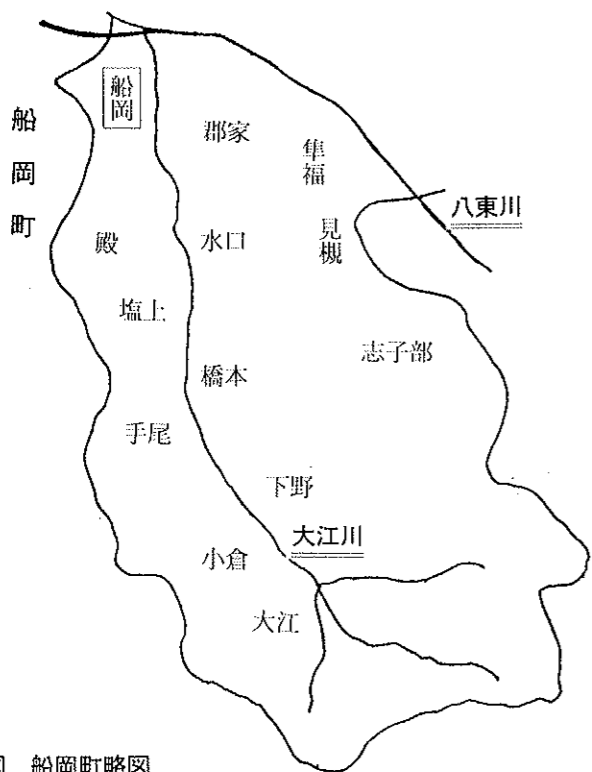


図 船岡町略図

橋本家がある八頭郡船岡町船岡地区は、鳥取県東部八頭郡若桜町に源を発する八東川と同町内を貫流する大江川のほぼ合流地点に位置している。正徳六年(一二九三)にはこの地区を含むと考えられる「船岡郷半分并新庄村半分地頭職」が蒙古軍降伏祈願のため安芸国(広島県)厳島神社に寄進されている(「関東御教書写」野坂文書)。また、天正三年(一五七五)六月一七日には、水ノ山を越えて春米・「若狭(若桜)乃町」を通って来た島津家久が「舟岡といへる町」に宿泊していることが知られ(「家久君上京日記」)、戦国時代末には、船岡は町場を形成していたと推測される。

江戸時代の下船岡村は因幡国八上郡に属し、隣の上船岡村とともに船岡村と呼ばれることが多かったといわれる。八上郡が東と西の両構に分かれると東構に属した。下船岡村の坪領高は一、〇五八石余で他に川役米二石二斗余を課されていた(「鳥取藩史」)。「天保郷帳」での村高は一、三六八石余、『因幡誌』では戸数二二〇である。池田光政時代、同村は家老丹羽氏の知行地であったが、池田光仲が鳥取に入封して後は着座家乾氏の給地となり、版籍奉還まで乾氏の陣屋が置かれていた。また、智頭街道と若桜往來の二つの街道を結ぶ道沿いに位置しており、制札場が置かれ、馬継所にも指定されている。江戸時代を通じて船岡村には幾度か幕府巡見使が宿泊しているが、同村より釜口村(現河原町)に越える「しばたわ越」と呼ばれる道は「巡見道」とも呼称されていた。さらに、日下部村(現八東町)と福井村(現船岡町)の間から船岡が開削されると船運が盛んとなり、谷筋の物資の集散地としても栄えた。毎年二月二四日と七月五日に開かれる「船岡市」は多くの人で賑わったという。このように江戸時代の下船岡村は、農村支配の要地であるばかりでなく、地域の交通や経済の中心地であったといえる。

2、橋本家について

この文書群を伝えている橋本家は現在八頭郡船岡町船岡地区の下町にある。江戸時代以来現在地に居住し、大庄屋などの郡役人や村役人を勤めている。

橋本家は、天正年間（一五七三〜九二）に山城國橋本の地より太郎左衛門正資が当地に移住したのに始まる（『自法橋西血脉物語』橋本一夫氏蔵）。この時興した家は、屋号を「角屋」といい、これが橋本家の総本家である。角屋の二代太郎右衛門は息子市兵衛を分家したが、この家を「美田屋」といった。美田屋は四代治右衛門の代に家の基礎が固まり、大庄屋も勤める程になった。また、次右衛門は息子の一人善次郎（市兵衛）を分家して「上美田屋」を創設したが、この時以来「美田屋」は「下美田屋」と称するようになった（家伝）。したがって、橋本家の系統は、角屋、角屋から分家した下美田屋、下美田屋から分かれた上美田屋の三家に分かれる。「旧八上郡下船岡村橋本家文書」は、そのうちの「上美田屋」が伝えてきたものである。家伝等により橋本家の略系図を示すと次のようになる。

（角屋）
太郎左衛門正資→太郎右衛門→（以下略）

（美田屋、後の下美田屋）
市兵衛（享保元年没）→源四郎（天折）

※

※ 治右衛門（享保二年没）

次左衛門→市兵衛→太郎左衛門（以下略）
（上美田屋初代）（2代）（3代）（4代）（5代）
善次郎（市兵衛）→善次郎→政右衛門→孫四郎→宇左衛門
（6代）
太十郎（以下略）

上美田屋橋本家の当主は右掲の略系図に示された通りだが、初代善次郎（宝暦六年没）は市兵衛を名のっている。借用証文類の内、資料189（192までのものは宛名が善次郎（189）・市兵衛（190〜192）となっているが、これは上美田屋初代のことである。また、「大庄屋宗旨庄屋年表」（『荻原直正先生遺稿集』）によれば、享保一四年と一五年の大庄屋として「舟岡市兵衛」の名前がある。『船岡町誌』はこれを上美田屋市兵衛としている。橋本家文書の中にも当時郡奉行を勤めていた赤坂庄兵衛と内海甚右衛門から善次郎宛に出された享保一四年（一七二九）の「銀子請取証文」（資料189）があるが、このことは、上美田屋初代の市兵衛（善次郎）がこの両年八上郡の大庄屋を勤めていたことを裏書しているといえる。

二代善次郎（宝暦七年没）については、橋本家文書の中に名前を確認できる資料は少ない。初代善次郎が市兵衛と改名した後であれば、資料193・194の証文類に見られるのが二代善次郎であろう。

三代政右衛門（天明元年没）は、宝暦一三年（一七六三）〜安永九年（一七八〇）の年付を持つ借用証文類に見えている（資料195〜200）。また、宝暦一二年に船岡村に宿泊した巡見使の本陣を務めている（資料9）。

四代孫四郎（天保三年没）は、各種の願書や口上書（資料11〜29等）からも伺えるように寛政期に八上郡の大庄屋を勤めている。前掲の「大庄屋宗旨庄屋年表」によれば、孫四郎の名前は寛政五年（一七九三）・同八年に見られるが、資料11〜27によって同六・七・八年に大庄屋を勤めていたことは確実である。また、動中は苗字を名ることが許されることを考え合わせると、少なくとも寛政九年四月頃までは大庄屋を勤めていたと推測される。

五代宇左衛門（安政三年没）は、天保期に船岡村に宿泊した巡見使の宿を勤めたことが知られている（『船岡町誌』）。

六代太十郎（大正三年没）は、明治三年より船岡村の村長を勤めている。以上が、江戸〜明治期の橋本家の当主である。

橋本家の経済的な基盤は土地経営によるところが大きかったらしく、その基本台帳といべき諸帳簿類が残されている。それらの帳簿によれば、同家の所有地は下船岡村、久能寺村・万代寺村（現郡家町）に広がっていた（資料185他）。しかし、土地の大半は下船岡村に集中し、江戸時代以来典型的な村方地主としてその経営を維持してきたものと思われる。ところで、橋本家は三家とも代々上船岡村にある浄土宗不遠山西橋寺を檀那寺としているが、同寺の創設には橋本総本家の角屋太郎左衛門が大きくかかわっている。天文年間（一五三二〜五四）よりこの地には阿弥陀堂があったが、天正年間（一五七三〜八五）に橋本太郎左衛門がその阿弥陀堂を霊堂として寺を建立し、関東からやってきた然蓮社法誓を住持とした。山号寺号ともに京都の知恩院からもらい不遠山西橋寺と称

してその直末寺となり、浄土宗鎮西派に属した。寺号をもらうにあたっては太郎左衛門の戒名である「橋西」の二文字を入れるように頼んだという（『自法橋西血脉物語』橋本一夫氏蔵）。この地に浄土宗が根をおろすにあたっての由来を語るものといえよう。

3、橋本家文書について

橋本家の当主が大庄屋や村役人を勤めていたことは先述したが、橋本家文書の約半数は郡や村に関わりのあるものである。それらの多くは江戸時代中期以降に作成されたもので、特に享保一二年（一七二七）頃から寛政九年（一七九七）頃にかけてと、幕末から明治一〇年（一八七七）頃までに集中している。郡関係の文書では、橋本孫四郎が大庄屋を勤めた寛政期（一七八九〜一八〇二）のものが多く、この他に特徴的なものとしては宝暦一一年（一七六一）に幕府巡見使が下船岡村に宿泊した際の記録がある。村関係のものには幕末から明治期のものも多く、天保期の地改め、安政改革、地租改正等に関わりのある文書が断片的ではあるが残されている。江戸時代初期から系統的に残されている下船岡村宛年貢免状も本来は庄屋引継ぎの文書であったと思われるが、明治期以降に橋本家に入り、引継ぎの意味を失ったためにそのまま同家に伝えられたものではなからうか。また年貢免状に限らず、村関係文書の多くは同様の事情で伝えられたと考えられる。

また、残りの半数は家に関わりのある資料で、経営に関係した帳簿類もいくらかあり、文化文政期（一八〇四〜三〇）のものが数点と安政七年（一八六〇）から明治三年（一八七〇）までのものがやまとまって残されている。借用証文類は同家の土地集積を跡づけるものだが、この文書群のなかでは橋本孫四郎が大庄屋を勤めていた寛政期のものが最も

多く、その前の当主政右衛門に宛てられたものが次いでいる。この他、同家の人たちの趣味を表しているもの（「厭触太平楽記」資料286、295など）もいくつか残されている。

以上のような橋本家文書の性格を考慮して、寄託時の資料目録作成の際、同家文書を次のⅠ～Ⅴの項目に分類し、さらに内容によって分け、通し番号を付した。

- I 郡・郡役人関係資料
- II 村・村役人関係資料
- III 家
- IV 書籍
- V その他

資料は内容によって分けつつもりだが、細かく検討する過程で不適当と思われる分類も明らかになっている。しかし資料の管理上入れ替えは行わず、寄託時の分類番号を踏襲した。次にそれぞれの項目別に資料の概説をする。

I 郡・郡役人関係文書

ここに分類された文書は、上美田屋四代橋本孫四郎が大庄屋を勤めた寛政期の文書を中心としている。これらをその内容によって、貢租・運上、支配、治安、その他に分けた。

大庄屋は、一郡規模あるいは郡を二つ程度に分割して年貢の収納を請け負ったが、その関係の資料が1～5である。2・3は八上郡の酒運上銀に関する資料であり、年代的には初代善次郎（市兵衛）時代のもと考えられる。次の6～10は幕府巡見使に関する資料である。資料9によれば、寛文七年（一六六七）から延享三年（一七四六）までに五回の巡見使が当地に宿泊していることと、その時本陣を務めた者の名前等がわ

「庄屋年寄小百姓中」宛である。鳥取藩の年貢収納制度は元禄一一年（二六九八）の請免制実施によって大きく区切られるが、これらの年貢免状はそれらの変化を跡づけるものということができる。この他、寛政一〇年（一七九八）に破岩・上船岡村庄屋・組頭などが連名で提出した「名寄帳書替願書」（資料95）や天保期（一八三〇～四四）に実施された地改め関係の資料（資料91・96・110）がまとまったものである。資料110の「八上郡下船岡村田畑名寄地続帳」は年付を欠くが、奥書に「天保十一年子春より地所大改、依而時之御役人并ニ御郡役村役人名前書留」とあり、また耕地ごとの肩書に「天保十五辰改帳四百四十二番」と記されているものがあることから、天保一五年（一八四四）に完成した地続帳をもとに作成されたものと推定される。他にも幕末期から明治初年にかけて作成された貢租・土地関係の帳簿類がある。

訴訟・争論関係には、銀子貸借や講など個人間の争いに関するもののほか、村落間で争われた草刈場争論の儀定書や裁許状写も残されている。法令・触書類は、藩から在方に出されたものがほとんどで、資料121の「在中相對貸借ニ付御触書」より資料125までの四通は安政改革期のもので、資料126は旧会見郡で徴兵令反対一揆が起こった際に出された県布告である。

村政・その他には、宗門関係のもの及び村政に関する諸帳面の引継ぎ書類等を分類した。前者では嘉永三年（一八五〇）の「下船岡村宗門改帳」（資料133）が残っており、当時の下船岡村住人の家族構成などを知らることができる。また後者には、江戸時代に作成された下船岡村関係の諸帳簿（寛永一〇年の御図帳）から「明治二年の公事株帳」までが内容別に分けて列記されている（書き上げ、庄屋交代時に新しい庄屋に提出した「下船岡村諸帳面目録」（資料135）や明治三年以降の帳面類を

かる。また、三代政右衛門は宝暦一一年の巡見使本陣を務めているが、その時の食事などを書き上げた資料が7・8である。資料11～30までは郡内の治安に関係するもので、孫四郎が大庄屋を勤めていた時代のものがほとんどである。火災・盗難・旅僧死亡・水死人などの取調べについて、大庄屋に提出された口上書や願書などが含まれている。これらの文書から、橋本家が大庄屋として、担当区域で起こった事件について、当事者に細かい事情を聞いたり、また調査の願いを受け付けたりする様子が知られる。また、邑美郡品治村の千代川での水死人への心当たりを問い合わせる目付からの用状（資料28）を受けてもいる。その他に分類したものの中には、「村々牛銀貸付帳」（資料31）、「橋普請願」（資料32）の二通は孫四郎が大庄屋を勤めていた時代のものである。

II 村・村役人関係文書

この項目に分類したのは、村に関わりのある資料である。これも内容によって、貢租・土地、訴訟・争論、法令・触書、村政・その他、地券証交付願・地租改正に分けた。

貢租及び土地関係資料の中で、もっとも系統的に残っているのが下船岡村の年貢免状である。延宝三年（一六七五）から文化八年（一八一二）までの一三七年間で五一通（資料37～87）が残されている。これらの年貢免状の中には上美田屋が分家される以前のものであることから、代々庄屋を勤めた家が引き継ぎながら一括して保管していたと考えられる。これらの免状の内、資料51～55までは地均し段免期のもの、資料58以降は請免制実施以後のものである。年貢免状発給の特徴については、宝永六年（一七〇九）年までは毎年出されているが、それ以降はほぼ五年ごとに出されるようになっていく。また、免状の宛先は、寛延二年（一七四九）までは「庄屋小百姓中」宛だが、宝暦四年（一七五四）以降は

記した目録（資料136）がある。

地券証交付願・地租改正に分類した資料（140～165）は、下船岡村地内に所持している田畑山林等を書き上げ関鳥政県参事宛に地券証の交付を願ったものなど、明治期の土地制度に関わるものである。

III 家

家関係の資料は、貢租・土地に関するものと借用証文類が主なものである。

貢租・土地関係には、天明五年（一八七五）の「田畑宛口帳」など同家の地主経営に関する台帳類（資料93、94、166、167）や同家が納入した年貢に関する帳簿類が含まれている。資料89・90、168～171の「御年貢差別帳」・資料172～179の「御年貢差引帳」・資料180～184の「地拂請取帳」は同様の性格を持つ帳簿類と思われ、橋本家の土地経営の様子を具体的に示しているものと考えられる。とくに、あとの二つの帳簿は同じ年代のものがあり、相互に関連をもっている。また、借用証文類は橋本孫四郎が大庄屋を勤めていた寛政八・九年ごろのものが数多く残されている。

この他の家関係資料は、講関係のものや書状、受領証類、宗教に関するものである。この中には、伊勢の御師関係のもの（資料243・244）が含まれている。伊勢参りは因幡地方でも盛んであったようだが、当地での伊勢の御師の活動の一端を語るものといえよう。

IV 書籍

この中には、「厭触太平楽記」（資料286～295）・敵討物語である「肥後国駒下駄物語」（資料299、300）や読本の絵本太閤記（資料302、303）鳥取藩歴史（資料304）などがあり、橋本家の人たちの娯楽や教養の一端をうかがうことができる。

V その他

内容的にまとまった資料はないが、「越後州地震口説(写)」などが残されている。

橋本家より当館に寄託いただいた資料の概要は以上の通りである。その他に同家には、家の由来を示すような資料類が保管されているが、今報告書では取り上げなかった。

あとがき

「旧八上郡下船岡村橋本家文書」は郡・村関係の資料が豊富などから、鳥取藩時代の状況を知ることができる好資料として鳥取県史編纂の際にも調査され、年貢免状の一部が翻刻紹介されている。

本館でも同家文書の重要性を考え、平成元年より福井淳人が資料調査に着手した。その後、北尾泰志が整理を引き継ぎ、資料目録を作成したうえで、平成四年十一月橋本一夫氏より寄託を受け本館で保管することになった。そして、同家の方々の御許しを得てこの目録を刊行する運びとなったのである。貴重な資料を寄託いただいた橋本氏に対し、あらためて感謝申し上げる次第である。

なお、本報告書の執筆は学芸課人文係主任北尾泰志が行った。

平成五年度

資料調査報告書 第二十一集

—— 旧八上郡下船岡村橋本家文書 ——

平成六年三月三十一日 発行

鳥取県立博物館

鳥取市東町二丁目一二四

電話 〇八五七―二六一八〇四二